微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起について

福岡県環境部環境保全課

１　概要

環境省の「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」が示した暫定的な指針に基づき、本県では、平成25年3月9日からPM2.5に関する注意喚起を行うこととしており、同年12月6日からは早朝の判断に加え、午後の早い時間にも注意喚起の判断を行っています。

また、環境省において「微小粒子状物質（PM2.5）に関する「注意喚起のための暫定的な指針」に係る判断方法の改善について（第２次）」が取りまとめられ、本県では平成26年12月18日から、注意喚起の解除判断を行うとともに、従来の早朝の判断方法を見直しました。

２　PM2.5に関する注意喚起のための暫定的な指針値

　　日平均値　７０μg/ｍ３ 超

　　〔参考〕　環境基準 ： 日平均値 ３５μg/ｍ３以下、年平均値 １５μg/ｍ３以下

３　注意喚起の方法

(1) 注意喚起を行う地域

県内を４地域に分け、地域毎に注意喚起を実施

（北九州地域、福岡地域、筑後地域、筑豊地域（別表のとおり））

(2) 注意喚起の判断方法

①　午前中早めの時間帯で判断

同一地域内の２か所以上の測定局において、午前５時、６時、７時の１時間値の平均値が８５μg/ｍ３を超過した場合

暫定指針値を超えると予測し、午前８時を目途に、地域毎に注意喚起を実施

②　午後からの活動に備えた判断

同一地域内の１測定局でも、午前５時から１２時の１時間値の平均値が８０μg/ｍ３を超過した場合

暫定指針値を超えると予測し、午後１時を目途に、地域毎に注意喚起を実施

(3) 注意喚起の解除の判断方法

注意喚起を実施した地域内にある判断基準値を超過した全ての測定局において、PM2.5濃度の１時間値が２時間連続して50μg/m３以下に改善した場合

当該局及び近隣局の濃度推移傾向も考慮して、注意喚起を解除

（PM2.5濃度が解除条件まで改善しない場合、午前０時をもって自動解除）

(4) 注意喚起の方法

○県ホームページに注意喚起情報を掲載　（「トップページ」のトピックスに掲載）

○「防災メール・まもるくん」による県民等への注意喚起を実施

○報道機関に対する注意喚起情報の提供

○市町村、関係機関等への通知

(5) 注意喚起の内容（行動の目安）

○不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。

○換気や窓の開閉を最小限にし、屋内への外気の侵入をできるだけ少なくする。

高感受性者(呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等)は

より慎重な行動が望まれる。

（別表）

|  |  |
| --- | --- |
| 地　域 | 市　町　村 |
| 北九州地域 | 北九州市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町  水巻町、岡垣町、遠賀町、苅田町、みやこ町  吉富町、上毛町、築上町 |
| 福岡地域 | 福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市  太宰府市、古賀市、福津市、糸島市  那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町  新宮町、久山町、粕屋町 |
| 筑後地域 | 大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市  大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市  筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町 |
| 筑豊地域 | 直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市  小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町  糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町 |

４　PM2.5に関する情報

［福岡県ホームページ］

○微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起について

　　　　http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pm25-tyuuikanki.html

○福岡県の大気環境状況（PM2.5等の速報値）

http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/taiki-new/Nipo/OyWbNpKm0151.htm?Y3IJ0846D705

［環境省ホームページ］

○微小粒子状物質（PM2.5）に関する情報

　　　　http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info.html